

協議項目第21－号

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて提出する。

平成15年11月4日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（保健関係事業）の取扱いについて
1. 4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。
2. 母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。
3. 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。
4. 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。
5. 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。

平成15年11月4日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	保健関係事業
調 整 方 針	1. 4ヶ町村の保健センターは、地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営するものとする。 2. 母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新町において調整するものとする。 3. 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施するものとする。 4. 予防接種事業については、統一実施するよう合併時に調整するものとする。 5. 健康づくり組織については、新町において調整するものとする。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
母子保健事業 個別健診(妊婦一般、乳児一般)	【事業目的】 妊産婦・乳児の疾病の早期発見・早期治療をすすめ、健康の保持増進を図る。 【概要】 ① 妊婦一般健康診査受診券交付 ・対象 :妊婦 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚(前期・後期) ② 乳児一般健康診査受診券交付 ・対象 :3～6ヶ月・9～11ヶ月児 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚	【事業目的】 同 左 【概要】 ① 妊婦一般健康診査助成券交付 ・対象 :妊婦 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚(前期・後期) ② 乳児一般健康診査助成券交付 ・対象 :3～6ヶ月・9～11ヶ月児 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚	【事業目的】 同 左 【概要】 ① 妊婦一般健康診査助成券交付 ・対象 :妊婦 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚(前期・後期) ② 乳児一般健康診査助成券交付 ・対象 :3～6ヶ月・9～11ヶ月児 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚	【事業目的】 同 左 【概要】 ① 妊婦一般健康診査助成券交付 ・対象 :妊婦 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:2枚(前期・後期) ② 乳児一般健康診査助成券交付 ・対象 :4ヶ月・10ヶ月児 ・実施場所:委託医療機関 ・交付枚数:3枚	合併時に統合 弓削町の例による。 合併までに台帳管理方法の一元化を図る。
集団検診(乳児、1歳6ヶ月、3歳)	【目的】 (1)1歳半健診 運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞等の心身障害を早期に発見し、適切な対応を行っていけるように指導する。また、生活習慣の自立、虫歯予防、幼児の栄養や育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに保護者への育児支援を行う。 (2)3歳児健診 運動機能、視聴覚、精神発達などの心身障害や疾病、その他異常を早期に発見し、適切な対応を行えるよう指導する。また、虫歯予防や生活習慣、栄養、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図るとともに保護者への育児支援を行う。 【概要】 内容:検尿(3歳児のみ)、身体測定、問診、診察、歯科検診、歯磨き指導、フッ素塗布(希望者のみ)、保健指導、栄養指導 回数:乳児、1歳半、3歳児健診合同で実施(年2回(7月、2月))	【目的】 同 左 【概要】 内容:同 左 回数:1歳半は年2回、3歳児は年1回	【目的】 同 左 【概要】 内容:同 左 回数:乳児、1歳半、3歳児健診合同で実施(年3回(4月、8月、12月))	【目的】 同 左 【概要】 内容:同 左 回数:1歳半、3歳児とも年間該当児が少ないため、その都度該当時に実施	合併後に再編 合併後、平成17年3月までにアンケート用紙、問診表、金額(委託料、報償費)、実施回数一元化を図る。 新町において、ブックスタート運動事業導入、保育士導入を調整する。 新町において、魚島村診療所医師(小児科)の母子保健事業への支援を調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
育児教育	【目的】 乳幼児の健康管理などの保健指導、離乳などに関する栄養指導、おやつの適正な与え方など及び母親同士・子ども同士の交流の場を提供し、母子の健康増進を図る。 【事業概要】 対象者:乳幼児(保育園に上がるまで)とその保護者 内容 :保健指導、離乳食の作り方、試食、おやつ作り、季節の遊び 回数 :年9回 【経費負担】 全額町負担	【目的】 子どもの乳幼児期からの育成について、交流を図ることを第一の目的とする。親同士が、子どもの発育・発達・子育てについての悩みを出し合う場、学習の場として実施する。その事を通して、親同士・子ども同士の地域交流につながることを目的とする。 【事業概要】 対象者:妊婦、保育所に入るまでの児とその育児者 内容 :茶話会、離乳食・幼児食づくり、親子ゲーム遊び、ミニ運動会、カンダーづくり、お雛祭り 回数 :年6回 【経費負担】 全額村負担	【目的】 身体発達の著しい時期であるため、月齢別に特に注意すべき健康管理などの保健指導を、また、栄養の過不足が乳児の健康と発達に影響を及ぼしやすいため、月齢別に離乳などに関する栄養指導を行う。 村外出身の母親が増えているが、育児に関して母親同士の交流の場が少ない。そのような母親同士の交流の場・情報の場を提供する。 兄弟も数が少なくなり、子ども同士が接する機会も少ないため、子ども同士が接する機会を提供する。 【事業概要】 対象者:5～6ヶ月(初期)、7～8ヶ月(中期)、9～11ヶ月(後期)、12～15ヶ月(完了期) 内容 :身体測定、調理実習、試食、個別指導(保健、栄養) 回数 :月1回 【経費負担】 同 左	未実施	合併後に再編 新町において調整する。
小児生活習慣病 予防教室	【目的】 小児期から生活習慣病を早期に発見し、危険因子を取り除き、予防することにより成人期の生活習慣病のリスクを少なくするとともに、発生防止へとつなげる。 【事業概要】 対象者:小児生活習慣病予防検診結果により、「経過観察」「要注意」「要医療」と判定された児童・生徒とその保護者 内容 :学校等と協議のうえ実施 【経費負担】 全額町負担	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:同 左 内容 :①生活・栄養個別指導 ②集団栄養指導 ③集団運動指導 ④学校での継続フォロー 委託料:運動指導士 12,540円/回 【経費負担】 全額村負担	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:同 左 内容 :①生活・栄養個別指導 ②集団栄養指導 ③集団運動指導 委託料:運動指導士 22,000円/回 【経費負担】 同 左	未実施	合併後に再編 平成16年3月までに金額(委託料)の一元化を図り、実施方法を調整する。
母子保健計画	策定(H14～H18年度)	策定(H13～H18年度)	策定(H14～H18年度)	策定(H14～H18年度)	合併後に再編
母子健康手帳交付	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	実施(妊娠届提出者)	合併時に再編
マタニティスクール	未実施	実施(母親教室)	未実施	未実施	合併後に統一
家庭訪問(母子)	実施	実施	実施	実施	存続
訪問(妊産婦)	実施	実施	実施	実施	存続
精密健康診査	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	合併後に統合
乳幼児歯科健康診査	実施(1歳6ヶ月児～3歳児と保護者)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(1歳6ヶ月児・3歳児)	実施(乳幼児全員)	合併後に再編

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
育児相談	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	実施(乳幼児とその保護者)	合併後に再編
歯みがき教室	実施(小学生低学年、高学年)	実施(乳幼児、小学4年生、中学1年生)	実施(2歳児、保育園児、小中学生)	未実施	合併後に再編
子育て支援事業	未実施	実施	未実施	未実施	合併後に再編
小児生活習慣病検診	実施(小学4～6年生、中学生全員)	実施(小学生、中学生全員)	実施(小学4～6年生、中学生全員)	実施(小学4年生、中学1年生)	合併後に再編
思春期事業	実施(乳幼児ふれあい体験等)	実施(乳幼児ふれあい体験等)	実施(乳幼児ふれあい体験等)	未実施	合併後に再編
成人・老人保健事業	【目的】 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより生活習慣病の早期発見をするとともに診査の結果、必要な者に対して、個々人の生活習慣等を考慮した保健支援や健康管理体制を図る。また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。 【事業概要】 対象者:町内在住の40歳以上の者 内容 :問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、循環器検査 貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、C型肝炎検査 委託料:基本 5,040円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 報償費:保健推進委員 4,000円/日 【個人負担】 基本健康診査:70歳以上 400円 70歳未満 1,300円 C型肝炎検診 :70歳以上 100円 70歳未満 800円 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3 (総事業費－個人負担額と基準額のうち少ない方が負担基本額となる)	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:村内在住の20歳以上の者 内容 :問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、血糖検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査、ヘモグロビンA1c、C型肝炎検査 委託料:基本 4,126円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 心電図 1,575円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円 報償費:看護師 1,100円/時間 報酬 :保健栄養推進委員 4時間以上 4,000円 4時間未満 2,000円 費用弁償: 500円/回 【個人負担】 なし 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (総事業費－個人負担額と基準額のうち少ない方が負担基本額となる)	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:同 左 内容 :問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査、医師の診察 委託料:基本 5,040円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円 報償費:保健栄養推進員 700円/時間 【個人負担】 基本健康診査: 1,300円 (眼底・ヘモグロビンA1c受診者も同額) 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット: 800円 C型のみ : 700円 B型のみ : 200円 ※ただし、70歳以上は無料 【経費負担】 同 左	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:村内に住所を有する希望者 内容 :問診、身体計測、理学的検査 血圧測定、検尿、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、ヘモグロビンA1c、眼底検査、心電図 委託料:基本 4,126円 眼底 630円 ヘモグロビンA1c 1,050円 心電図 1,575円 肝炎ウイルス検査 B型+C型セット 2,629円 C型のみ 2,167円 B型のみ 517円 【個人負担】 なし 【経費負担】 同 左	合併後に再編 新町において対象者は20歳以上、診査内容は一元化する。 平成17年3月までに健診機関の調整と自己負担額の一元化を図る。 平成17年3月までに実施方法については総合健診か単独健診とするか調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
各種がん検診	【目的】 老人保健法の目的に沿って、各種がんの早期発見をするとともに検査の結果により、指導が必要な者等に対して医療機関への受診指導、生活習慣の改善等の疾病予防指導を行うことにより健康の保持増進を図る。 【事業概要】 対象者:40歳以上(子宮がん、乳がんは30歳以上の女性) 内容 :胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、超音波、骨粗鬆症 委託料:胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,562円/件 肺がん 502円/件 結核 496円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,470円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件 【個人負担】 70歳以上 70歳未満 胃がん 400円 2,000円 肺がん 100円 500円 肺がん・喀痰 300円 1,500円 子宮がん 300円 1,700円 乳がん 200円 1,000円 超音波 400円 2,100円 骨粗鬆症 200円 900円	【目的】 がんを早期発見、早期治療する事により住民のQOLを高める。 【事業概要】 対象者:村内在住の20歳以上の者 内容 :胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん 委託料:胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,570円/件 肺がん 505円/件 結核 520円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,200円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件 骨粗鬆症 1,000円/件 渡航料 がん検診 12,760円 胸部X線 2,720円 【個人負担】 なし	【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:40歳以上(子宮がん、乳がんは30歳以上の女性) 内容 :胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、腹部超音波 委託料:胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,562円/件 肺がん 502円/件 結核 496円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,470円/件 乳がん 118,125円/日・50人 腹部超音波 4,200円/件 【個人負担】 ①胃がん 900円 ②大腸がん 500円 ③肺がん 200円 結核 200円 喀痰 700円 ④子宮がん 600円 ⑤乳がん 300円 ⑥腹部超音波 1,000円 ※①～⑤は、満70歳以上は無料	【目的】 弓削町と同じ 【事業概要】 対象者:村内在住の20歳以上の者 内容 :胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん 委託料:胃がん 4,100円/件 大腸がん 1,570円/件 肺がん 505円/件 喀痰細胞診 2,572円/件 子宮がん 3,200円/件 乳がん 118,125円/日・50人 前立腺がん 2,100円/件 【個人負担】 胃がん 1,000円 大腸がん 500円 肺がん 無料 子宮がん 700円 乳がん 500円 前立腺がん 500円	合併後に再編 新町において、対象者は20歳以上とし、検診内容は一元化する。 平成17年3月までに検診機関の調整と自己負担額の一元化を図る。 実施方法について、回数は新町において一元化する。 平成17年3月までに総合健診か各健診とするか調整する。
健康相談及び健康教育	(1)健康相談 【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じて、必要な指導・助言を行い、家庭での健康管理に資する。 【事業概要】 対象者:40歳以上の者及びその他必要のある者 内容 :心身の健康に関する一般的な事項に関する相談(相談時に健康チェック)	(1)健康相談 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:40歳以上の者及び必要に応じてその対象者 内容 :心身の健康について、住民一人一人の相談に応じる。必要に応じ、血圧測定など	(1)健康相談 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:村民 内容 :血圧測定、簡単な尿検査のあと、相談を行う。対象者の個別健康相談カードを作	(1)健康相談 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:40歳以上の者 内容 :心身の健康について、住民一人一人の相談に応じる。必要に応じ、血圧測定など	合併後に再編 新町において、介護予防事業との融も図りながら調整する。 講師料は、委託料で一元化を図る。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	を行い適正医療についても助言する。 報償費:整形外科医師 50,000円/回 看護師 1,100円/H 在宅歯科衛生士 10,000円/日 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3 (2)健康教育 【目的】 生活習慣病の予防、健康増進等健康に関するそれぞれの生活態度と健康レベルに応じた知識の普及と啓発活動により「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進と生活の自立について支援する。 【事業概要】 対象者:40歳以上の者、基本健康診査などの要指導者、各種教室への参加意欲のある者 内容 :目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、町 1/3	を行い適正医療についても助言する。 報償費:整形外科医師 50,000円/回 看護師 1,100円/H 在宅歯科衛生士 10,000円/日 【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3 在宅福祉事業 県3/4、村1/4 (2)健康教育 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:40歳以上の者及び必要に応じてその対象者 内容 :目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。 委託料:運動指導士 12,540円/回 精神科医師 53,540円/回 【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3 在宅福祉事業 県3/4、村1/4	成し、検査結果、相談内容を記録し、経過が見れるよう保存する。 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (2)健康教育 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:教室に応じてその対象者 内容 :目的に応じて、それぞれの専門職を講師として開催。 委託料:運動指導士 22,000円/回 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3	を行い適正医療についても助言する。 【経費負担】 同 左 (2)健康教育 【目的】 同 左 【事業概要】 対象者:40歳以上の者、基本健康診査などの要指導者、各種教室への参加意欲のある者 内容 :目的に応じ、講義、ビデオ視聴覚、実習を実施。 【経費負担】 同 左	
健康日本21計画	未実施	未実施	未実施	未実施	合併後に再編
健康手帳の交付	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	実施(40歳以上)	合併後に再編
健診後健康相談	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	実施(健康診査受診者)	合併後に再編
生活習慣病予防事業	実施	実施	実施	未実施	合併後に再編
訪問指導(精神障害等)	実施(町内居住者)	実施(村内居住者)	実施(村内居住者)	実施(村内居住者)	存続
理学療法士訪問事業	未実施	実施	未実施	未実施	存続
予防接種事業	【目的】 感染症の予防と重症化の予防を行う。乳幼児期の予防接種については、個別接種を一部行っており、接種機会の拡大やかかりつけ医による予防接種の推進を図る。インフルエンザには二類疾病に分類され、個人の発病・重症化を防ぐことで疾病のまん延を予防する。 【事業概要】 予防接種の種類 ①三種混合(乳幼児:集団接種)	【目的】 同 左 【事業概要】 予防接種の種類 ①三種混合(乳幼児:個別接種)	【目的】 同 左 【事業概要】 予防接種の種類 ①三種混合(乳幼児:個別接種)	【目的】 同 左 【事業概要】 予防接種の種類 ①三種混合(乳幼児:個別接種)	合併時に再編 合併までに自己負担額、個人台帳等例外者への対応の一元化を図る。 実施方法については、弓削町、魚島村の集団接種を個別接種に調整し、一元化を図る。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	②風疹 (乳幼児:集団接種) ③麻疹 (乳幼児:個別接種) ④日本脳炎(乳幼児:集団接種、 児童 :集団接種) ⑤二種混合(児童 :集団接種) ⑥ポリオ (乳幼児:集団接種) ⑦インフルエンザ(高齢者:個別接種) 委託料 ①三種混合 1,000円 ②風疹 3,000円 ③麻疹 3,000円 ④日本脳炎 700円 【個人負担】 ①～⑥なし、⑦接種費用ー1,000円 【経費負担】 全額町負担	②風疹 (乳幼児:個別接種) ③麻疹 (乳幼児:個別接種) ④日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :個別接種) ⑤二種混合(児童 :個別接種) ⑥ポリオ (乳幼児:集団接種) ⑦インフルエンザ(高齢者:個別接種) 委託料 ①三種混合 3,150円/人 ②風疹 3,150円/人 ③麻疹 3,150円/人 ④日本脳炎 3,150円/人 ⑤二種混合 3,150円/人 ⑥ポリオ 21,000円/回 報償費 看護師 1,100円/時間 【個人負担】 同 左 【経費負担】 全額村負担	②風疹 (乳幼児:個別接種) ③麻疹 (乳幼児:個別接種) ④日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :個別接種) ⑤二種混合(児童 :個別接種) ⑥ポリオ (乳幼児:集団接種) ⑦インフルエンザ(高齢者:個別接種) 委託料 ①三種混合 3,150円/人 ②風疹 3,150円/人 ③麻疹 3,150円/人 ④日本脳炎 3,150円/人 ⑤二種混合 3,150円/人 ⑥ポリオ 21,000円/回 【個人負担】 同 左 【経費負担】 同 左	②風疹 (乳幼児:個別接種) ③麻疹 (乳幼児:個別接種) ④日本脳炎(乳幼児:個別接種、 児童 :集団接種) ⑤二種混合(児童 :集団接種) ⑥ポリオ (乳幼児:集団接種) ⑦インフルエンザ(高齢者:個別接種) 【個人負担】 ①～⑥なし、⑦1,000円 【経費負担】 同 左	
健康づくり事業 健康づくり推進 事業	(1)ウォーキング大会 【目的】 健康づくりのための運動習慣を目的として開催 【事業概要】 対象者:町民 内容 :健康チェック、準備体操、ウォーキング(8キロ) 回数 :年1回 【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、町1/3	(1)月例ウォーキング 【目的】 健康づくりのための、運動習慣の推進を目的として、いきいきウォーキングのあと継続して保健栄養推進委員活動として開催 【事業概要】 対象者:村民 内容 :ストレッチ準備体操、ウォーキング(3キロ) 回数 :月1回(第4土曜日) (2)いきいきウォーキング 【目的】 健康づくりのための、運動習慣の推進を目的として、月例ウォーキングの1回目として開催 【事業概要】 対象者:村民 内容 :ストレッチ準備体操、ウォーキング(4～5キロ)、昼食、ゲーム・レクリエーション 回数 :年1回(5月第4土曜日)	(1)スリムアップ教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:30～50歳代(肥りぎみ以上) 内容 :体力測定、運動実技、栄養講義、グループワーク等 回数 :5回シリーズを2クール(夜間実施) 委託料:運動指導士 28,300円 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (2)エアロビクス教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:30～50歳代 内容 :ストレッチ、エアロビクス実技 回数 :年2回(夜間実施) 委託料:運動指導士 28,300円	未実施	存続

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針			

区分	現 況				調整内容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
		【経費負担】 老人保健事業 国1/3、県1/3、村1/3	【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (3)チューブ体操 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:60歳以上 内容 :家庭で気楽にできる運動、チューブ体操実技 回数 :年2回 委託料:運動指導士 22,000円 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3 (4)ウォーキング教室 【目的】 健康づくりに興味を持たし、無理なく楽しみながら健康づくりの方法を学ぶことを目的とする。 【事業概要】 対象者:特に絞らない 内容 :講義、ストレッチ、ウォーキング実技 回数 :年1～2回 【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3		
健康づくり推進委員	弓削町栄養改善協議会	生名村保健栄養推進委員会	ヘルスメイト・れもん(類似団体)	未実施	合併後に再編
精神保健事業 精神保健事業	【事業概要】 ①患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 ②精神障害者の健康相談は、正光会病院が訪問診療の時に行う。 ③緊急時の対応(随時)	【目的】 精神障害の在宅療養者に対して、適正医療への働きかけ、中断や再発防止地域での自立を支援する。 【事業概要】 ①患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 ②デイケア(個別) ③関係機関との連絡調整 ④緊急時の対応(随時) ⑤心の健康相談	【目的】 精神障害の在宅療養者に対して、適正医療への働きかけ、中断や再発防止地域での自立を支援する。 村内で精神的弱者を支援する場を提供する。そこが情報交換の場であり、安らげる憩いの場ともなるような支援を推進することにより、病気の悪化を予防する。 【事業概要】 ①患者、家族に対して保健師による家庭訪問、個別相談 ②デイケア(個別) ③関係機関との連絡調整 ④緊急時の対応(随時)	【事業概要】 精神障害者に限っての健康相談は行っていないが、一般の健康相談同様相談があれば実施する。必要に応じて、訪問等個別フォローする。内容により関係機関への紹介を行う。	合併後に再編 新町において実施方法を調整し、組織づくりや福祉施策の充実を図る。
精神障害者居宅介護等事業	実施	未実施	実施	未実施	合併時に統合

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	保健関係事業
調 整 方 針	資 料		

保 健 関 係 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【母子保健法】 （保健指導） 第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。 （健康診査） 第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児 第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。 【老人保健法】 （保健事業の種類） 第十二条 保健事業の種類は、次のとおりとする。 一 健康手帳の交付 二 健康教育 三 健康相談 四 健康診査 五 医療（医療費の支給を含む。） 五の二 入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。） 五の三 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。） 五の四 老人訪問看護療養費の支給 五の五 移送費の支給 五の六 高額医療費の支給 六 機能訓練 七 訪問指導 八 前各号に掲げるもののほか、老後における健康の保持のため必要な事業として政令で定める事業 （健康手帳の交付） 第十三条 健康手帳は、健康診査の記録その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付するものとする。 （健康教育） 第十四条 健康教育は、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育とする。 （健康相談） 第十五条 健康相談は、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言とする。	（健康診査） 第十六条 健康診査は、心身の健康を保持するために行われる診査及び当該診査に基づく指導とする。 【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律】 （相談指導等） 第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。 3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第五十条の二第六項において同じ。）その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。 4 市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。 【予防接種法】 第三条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第九条において「保健所を設定する市」という。）にあっては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。 2 都道府県知事は、前項に規定する疾病のうち政令で定めるものについて、当該疾病の発生状況等を勘案して、当該都道府県の区域のうち当該疾病に係る予防接種を行う必要がないと認められる区域を指定することができる。 3 前項の規定による指定があったときは、その区域の全部が当該指定に係る区域に含まれる市町村の長は、第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る疾病について予防接種を行うことを要しない。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 保健衛生の取扱い 予防接種、健康診査、母子及び成人保健については、現行を基本として合併時に調整する。ただし、 (1) 健康診査（成人病）にかかる料金は、国基準単価に準拠する。 (2) 2時間人間ドックへの一般会計補助は廃止する。 (3) 上記(1)及び(2)の検査等にかかる国民健康保険加入者については、国民健康保険事業会計から助成する。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 保健・医療事業の取扱い 公立病院等の診療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 成人・母子保健事業、予防対策事業及び休日急患診療事業については、実施内容・方法等について医師会等との調整が必要なことから合併後速やかに再編する。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 保健衛生の取扱い (1) 各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。 (2) 健康づくりにかかわる住民組織については、新町において新たに設置する。 (3) 鍼灸治療費支給については、上村の例による。 (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、下水道事業助成制度との均衡をとり要綱を定める。 (5) 各施設については、新町に引き継ぐ。 (6) 予防接種、乳幼児健診、集団検診（成人病他）、母子保健等については、現行を基本とする。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 健康づくり事業の取扱い 1. 健康相談、健康教育（教室）については、新しいまちにおいて調整して実施する。 2. 各種健診については、合併時に統合して実施する。 3. 健康づくり組織については、当面現行のとおりとし、新しいまちにおいて調整を図る。 4. 母子保健事業については、新しいまちにおいて調整して実施する。 5. 予防接種業務については、予防接種法及び結核予防法に基づき、新しいまちにおいて調整して実施する。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 <西予市；H16.3.31までに合併予定> 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 保健衛生事業関係の取扱い（保健部分抜粋） 1 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 予防接種、高齢成人保健事業、母子保健事業、精神保健事業については、合併時に調整する。個人負担を要する事業については、金額を統一する。 3 三瓶町の保健師修学資金貸与事業については、廃止とする。	☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 新市において、健康づくり推進協議会を新たに設置し、健康づくり計画を策定する。 4市町村の保健センターは地域の保健拠点として、それぞれ現行のとおり運営する。 新宮村における国民健康保険診療所は、現行のとおり運営する。 宇摩地区救急医療センターは、現行の業務内容のとおり新市に引き継ぐ。 健康づくりに関するイベントについては、新市において統一する。 母子保健、高齢成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新市において調整する。 ☆内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 健康関係の取扱い （母子保健） 1 両町に相違のない事業については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 どちらかの町のみで実施している事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より実施町の例により調整して実施する。 3 実施内容に相違がある事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。 4 母子保健計画については、平成17年度の母子保健事業の状況を踏まえ、平成18年度に策定する。 （老・成人保健関係、予防接種関係、歯科保健関係、精神保健関係） 1 両町に相違のない事業については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 どちらかの町のみで実施している事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より実施町の例により調整して実施する。 3 実施内容に相違がある事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。 4 予防接種事業については、合併時に調整する。 5 御祓地区民町内診療所運賃補助事業については、これまでの経緯を踏まえ、新町において調整する。 6 健康まつり事業については、合併年度（平成16年度）は現行のとおりとし、平成17年度より調整して実施する。福祉大会については内子町の例により、同時開催とするよう調整する。 7 健康づくり推進協議会（地区組織）については、合併時に要綱を廃止し、合併後新たな組織を検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	保健関係事業
調整方針	資 料		

先 進 事 例	
☆西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 1 健康教育（母子保健） (1) 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 健康診査（母子保健） (1) 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 (2) 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (3) 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 (4) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 3 健康相談（母子保健） 乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。 4 健康教育（老成人保健） (1) 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 健康診査（老成人保健） 健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 6 健康相談（老成人保健） (1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。 7 予防接種 予防接種については、西条市の例により調整する。 8 保健センターの管理運営 現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。 9 中川診療所 中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。	